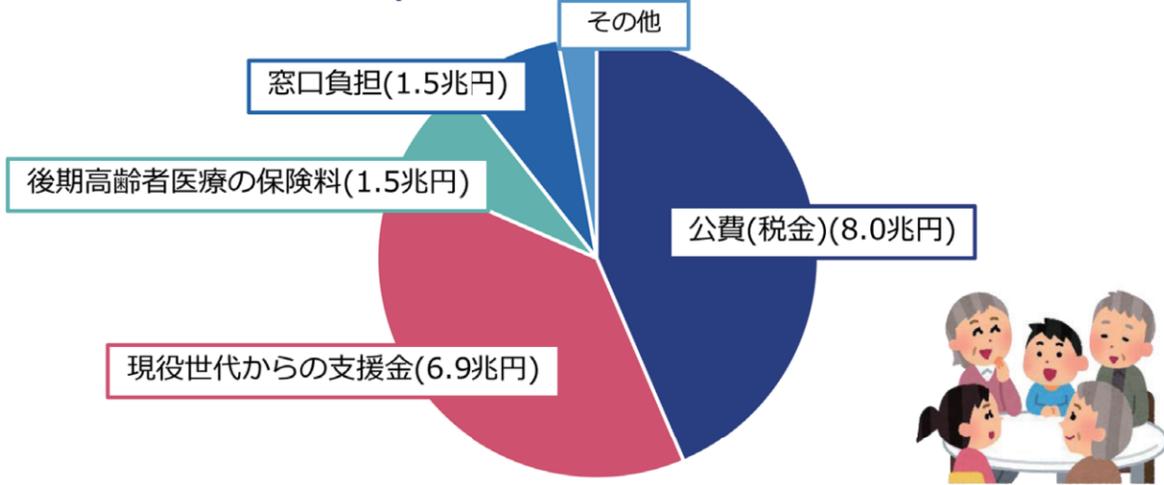


## 見直しの背景

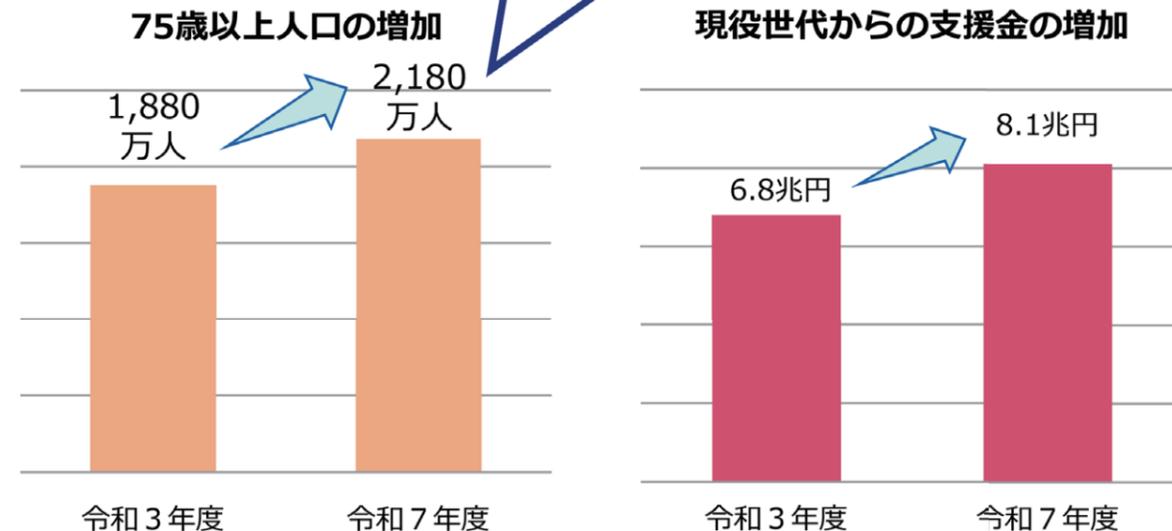
- 令和4年以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

75歳以上の後期高齢者の医療費の財源内訳

(総額約18.4兆円)※令和4年度予算ベース



約300万人増加



## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

### 一定以上の所得のある人(75歳以上の人等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある人(75歳以上の人等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、**後期高齢者医療費の窓口負担割合が2割**になります。
- 変更対象となる人は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち**約20%**です。



令和4年9月30日まで		令和4年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	一定以上所得のある人	2割
		一般所得者等※	1割

被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の人は基本的に1割負担となります。

## 窓口負担割合が2割となる人には 負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日の施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる人について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます(入院の医療費は対象外)。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の振込口座へ後日払い戻します。

### 【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し (③-④)	2,000円



### 配慮措置

1か月 5,000円の負担増を3,000円までに抑えます。

2割負担となる人で高額療養費の振込口座が登録されていない人には  
**令和4年9月頃**、福島県後期高齢者医療広域連合から申請書を**郵送**します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

### ご注意ください！

- 厚生労働省や地方自治体が、電話で口座情報を聞き出すことや、訪問してキャッシュカードや通帳等をお預かりすることは、**絶対にありません**。
- ATMの操作をお願いすることは **絶対にありません**。
- 不審な電話があったときは、猪苗代町町民生活課(0242-62-2114)や消費生活センター(188)にお問い合わせください。

書類は必ず  
郵送でお届け  
します



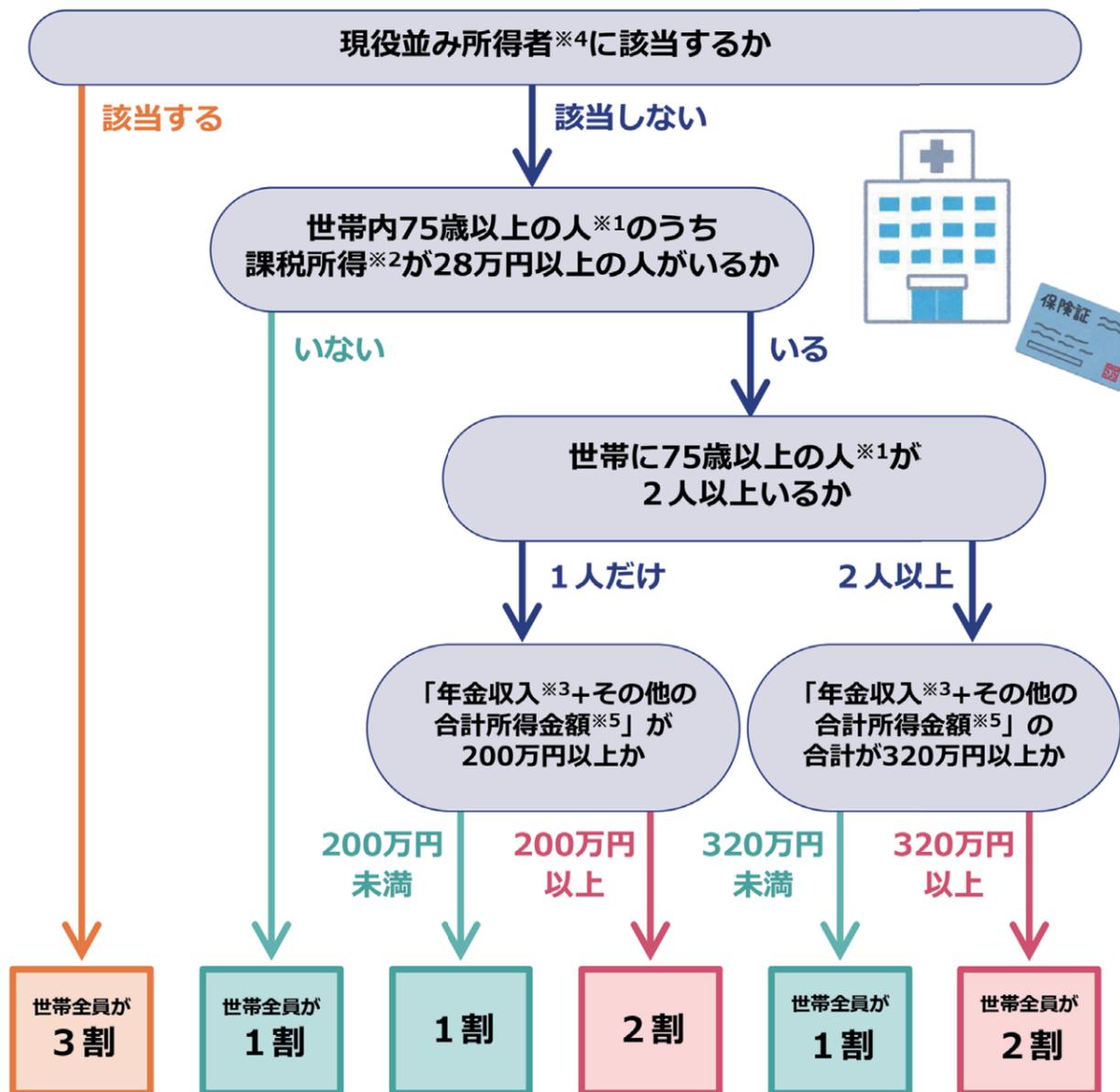
### 問い合わせ先

町民生活課 国保年金係 ☎ 0242-62-2114

※国が設置した厚生労働省コールセンター(☎ 0120-002-719)でも  
問い合わせを受け付けておりますのでご活用ください。

## 窓口負担割合2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します。  
(令和3年中の所得をもとに、令和4年8月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります)



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは 75歳以上の人(65~74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含む)
- ※2 「課税所得」とは 住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。